

大分大学医学部附属地域医療学センター規程

平成21年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部附属地域医療学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域社会との連携を深め地域医療を支援し、医学部学生及び臨床研修医に対する地域医療学教育の充実並びに地域で活動する医師のキャリアパス形成等の支援・推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療支援に関する事項
- (2) 地域医療学教育に関する事項
- (3) 初期臨床研修プログラム支援に関する事項
- (4) 地域医療学学び直しプログラムに関する事項
- (5) 国際地域医療支援事業に関する事項
- (6) 大分県地域医療ネットワーク構築に関する事項
- (7) その他センターの目的達成に関する事項

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの主担当の教員
- (3) 医学部の教員 若干人
- (4) 事務職員

(センター長)

第5条 センター長は、学部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(主担当の教員)

第6条 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学医学部門人事会議の議に基づき、学長が行う。

(学部長が指名する教員)

第7条 第4条第3号の教員は、センター長の推薦に基づき、学部長が指名する。

2 第4条第3号の教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、大分大学医学部附属地域医療学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則（平成 21 年医学部規程第 1 - 21 号）
この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年医学部規程第 1 - 5 号）
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。